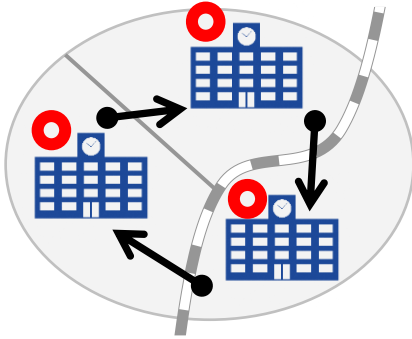


学校選択制の概要と事例

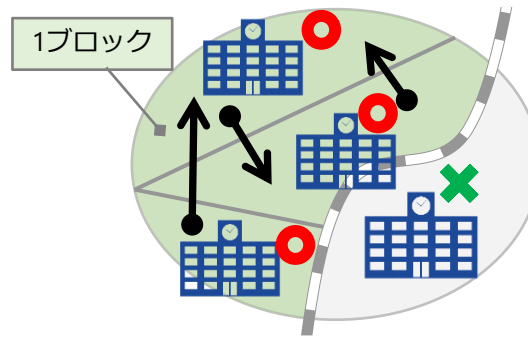
1. 学校選択制の種類

①自由選択制 事例：P2



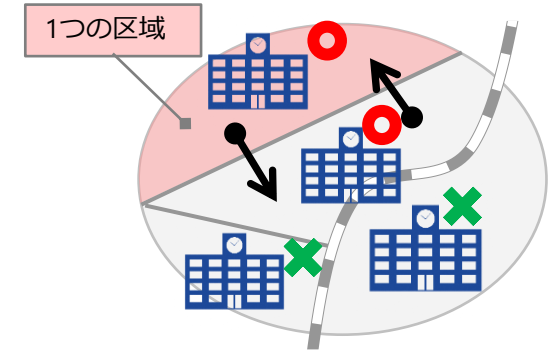
当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が自由に学校を選択でき、個性を伸ばすことができる 学校の方針が積極的に外部発信されるようになる
短所	<ul style="list-style-type: none"> 学校と周辺地域の関係性が希薄化する 学校間・地域間格差が発生する可能性がある

②ブロック選択制 事例：P3



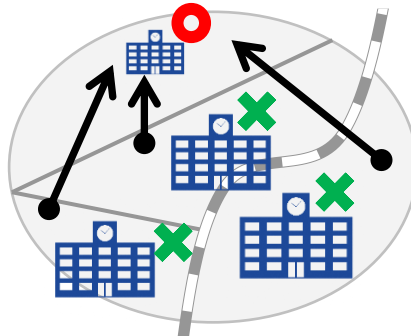
当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が自由に学校を選択でき、個性を伸ばすことができる 地域コミュニティと連携が図りやすい
短所	<ul style="list-style-type: none"> 選択の自由度が低い 学校間・地域間格差が発生する可能性がある

③隣接区域選択制 事例：P4



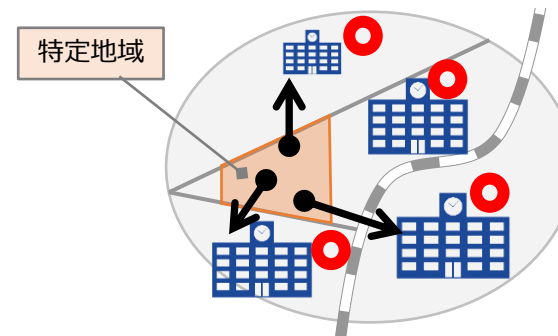
従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が自由に学校を選択でき、個性を伸ばすことができる 地域コミュニティと連携が図りやすい
短所	<ul style="list-style-type: none"> 選択の自由度が低い 学校間・地域間格差が発生する可能性がある

④小規模特認校制度 事例：P5



従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある教育を受けることができる 規模を維持できる
短所	<ul style="list-style-type: none"> 選択されない可能性がある 通学距離が伸び、安全確保に不安がある

⑤特定地域選択制 事例：P6



従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 過大規模の解消が可能
短所	<ul style="list-style-type: none"> 選択の自由が平等でない

- 選択できる学校
- 選択できない学校

※ 受け入れ側の学校体制（転用可能教室・職員配置等）との調整が重要

2.学校選択制の実施事例

事例①「自由選択制」

■ 広島県尾道市

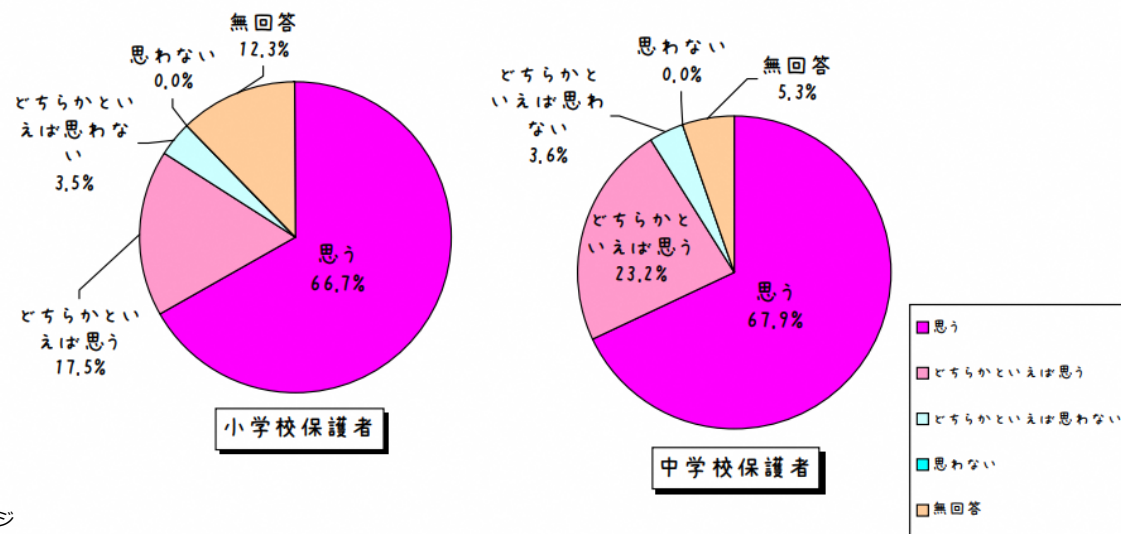
- 平成16年度から、小学校・中学校に入学する新1年生を対象に、通学区域外からの入学を認める学校選択制を実施している。
- 小学校の新1年生は、毎年10月頃に直接郵送で、中学校の新1年生は、学校を通して募集要項を送付。学校選択を希望する場合は、希望申請期間中に学校選択希望申請書を教育指導課へ提出する。各学校の受け入れ可能人数を超えた申請があった場合は、公開抽選により入学者を決定する。

(目的)

- ① 保護者・児童生徒の多様なニーズに応える。
- ② 保護者の学校への関心、自ら選んだ責任による学校への協力意識を高める。
- ③ 選択による評価で教職員が経営感覚を身につけることにより、教育改革の推進を図る。
- ④ 選択されるための特色ある学校づくりを展開し、学校の活性化を図るとともに、開かれた学校づくりを促進する。

(対象児童生徒・保護者へのアンケート結果)

「学校選択制度は今後も継続すべきと思いますか。」



人口	13.0 万人
市域面積	285.11 km ²
学校数	小学校24校、中学校16校

令和5年度学校選択希望申請件数
(通常学級)

小学校名	受入可能人数	申請件数	抽選の有無
久保小学校	5	2	-
長江小学校	5	2	-
土堂小学校	5	3	-
栗原小学校	10	9	-
吉和小学校	10	2	-
山波小学校	10	1	-
日比崎小学校	5	6	抽選実施
三成小学校	10	0	-
美木原小学校	10	1	-
高須小学校	5	3	-
西藤小学校	10	0	-
百島小学校	10	0	-
浦崎小学校	10	4	-
向東小学校	10	0	-
栗原北小学校	5	0	-
御調中央小学校	10	0	-
御調西小学校	10	0	-
高見小学校	10	5	-
向島中央小学校	10	6	-
三幸小学校	10	0	-
因島南小学校	10	2	-
因北小学校	10	6	-
重井小学校	10	1	-
瀬戸田小学校	10	0	-

2.学校選択制の実施事例

事例②「ブロック選択制」

■ 東京都日野市

- 平成13年度から、小学校・中学校に入学する新1年生を対象に、ブロック選択制を導入している。
- 小学校については、現在の17学区域を8つのブロックに、中学校については、現在の8学区域を4つのブロックにそれぞれ区切った上で、保護者と児童生徒が、居住するブロックの中の学校から自ら入学したい学校を選ぶことができる。
- 教育委員会は保護者の希望を生かしながら就学校を指定し、例年1月末に保護者に通学通知書を送る。
- 特別支援学級に入学する場合には適用されず、就学相談を経て入学する学校を決定する。
- 一部の学校で子どもの人口が一時的に増加し、教室不足等が見込まれたため、定員制を導入している。定員を超える場合は、学区外からの選択希望者を対象に公開抽選を行う。

人口	18.7 万人
市域面積	27.55 km ²
学校数	小学校17校、中学校8校

就学指定までの事務の流れ

時期	内容
4月下旬	学校選択制度の概要と学校公開、説明会の予定表を入学予定者の各家庭へ郵送する。
5月～6月	各学校で学校公開、説明会を実施
8月中旬	入学予定者の各家庭へ希望調査票を発送
9月中旬まで	希望調査票の受付
10月	希望調査票の集計状況の発表 抽選の実施（今まで未実施）
11月	就学時健康診断(小学校新1年生)
11月下旬	希望調査票の変更等の締切
1月下旬	入学通知書発送

(目的)

- ① 保護者・児童生徒が自ら主体的に入学したい学校を選ぶことができる点で教育ニーズに対応する。
- ② 保護者が学校を選ぶことは、選ぶ側の責任感を高めるとともに、子どもにより適した教育を受けさせたいという保護者の希望にも叶うものとなる。
- ③ 選ばれる側の学校にとっては、今まで培った各学校の実績の上に、さらに質の高い教育内容をめざし、学校が主体的に創意工夫を凝らし、特色を出していくなかで、学校の活性化につながっていくことになる。
- ④ 学校教育における保護者と学校の新たな信頼関係が芽生え、地域に根ざした開かれた学校づくり、特色ある学校づくりが推進され、子どもにとって一層個性・能力に応じた教育が期待される。

ブロック略図



2.学校選択制の実施事例

事例③「隣接区域選択制」

■ 神奈川県厚木市（中学校）

【中学校選択制の趣旨】

- 子どもたち一人ひとりが自らに適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことを目的としている。
- 中学生になると、学習内容や方法、部活動、友人関係、通学環境など、小学校生活とは異なった、より大人になるためのステップとしての世界が広がってくることから、中学校に入学してからの3年間がより有意義で充実したものとなるように、住所に基づく指定学校（就学指定校）以外の市立中学校に行きたい学校がある場合に、申請することができる。

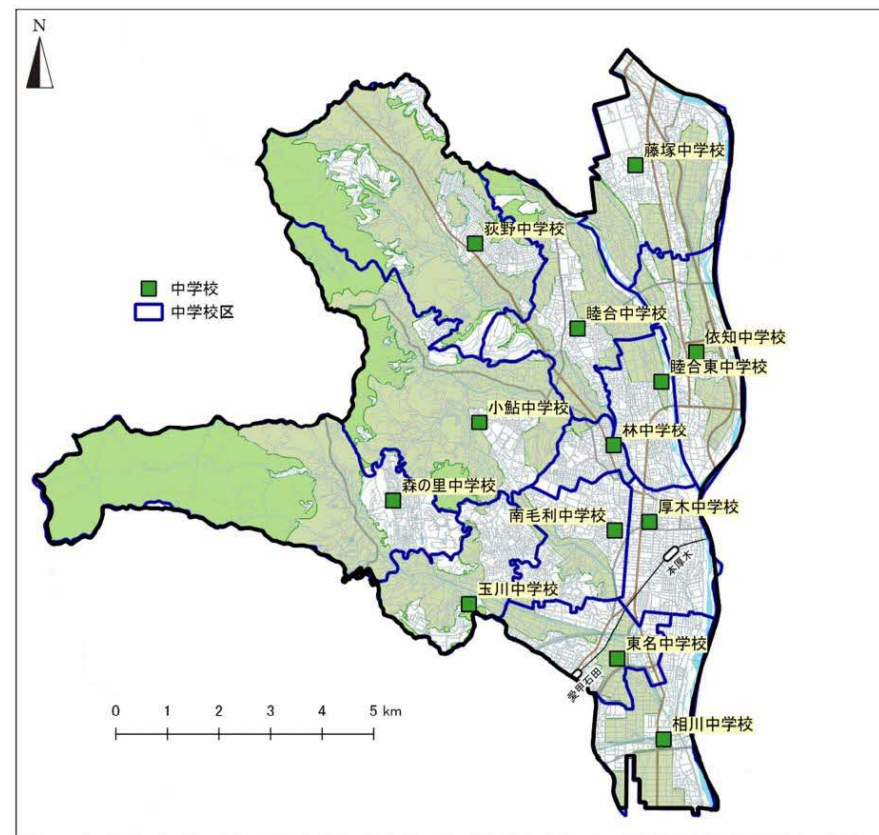
選択できる中学校は、住所を基にした「指定学校」と「隣接校」の中から1校のみ選択できる。
ただし、選択可能な中学校に希望する部活動がない場合に、それ以外の中学でも申請が可能。

指定学校	隣接校					
厚木中学校	相川中	東名中	南毛利中	林中	睦合東中	依知中
依知中学校	厚木中	睦合中	藤塚中	睦合東中		
荻野中学校	睦合中	小鮎中				
睦合中学校	依知中	荻野中	小鮎中	林中	藤塚中	睦合東中
小鮎中学校	荻野中	睦合中	玉川中	南毛利中	林中	森の里中
玉川中学校	小鮎中	南毛利中	東名中	森の里中		
南毛利中学校	厚木中	小鮎中	玉川中	東名中	林中	
東名中学校	厚木中	玉川中	南毛利中	相川中		
林中中学校	厚木中	睦合中	小鮎中	南毛利中	睦合東中	
藤塚中学校	依知中	睦合中				
森の里中学校	玉川中	小鮎中				
睦合東中学校	厚木中	依知中	睦合中	林中		
相川中学校	厚木中	東名中				

人口	22.4 万人
市域面積	93.84 km ²
学校数	小学校23校、中学校13校

年度	実施形態
平成17年度（中学校）	「隣接区域選択制」を開始 ※令和4年度現在継続

公立中学校配置図



2.学校選択制の実施事例

事例④「小規模特認校制度」

かみ

■ 神奈川県秦野市立上小学校

- 少子化や過疎化を背景に、児童数の減少に歯止めがかからず、上地区の衰退を懸念する地域住民から対策を求める声が寄せられていたことから、2020年度から小規模特認校に指定。

（応募の条件）すべての条件を満たすこと

- 秦野市内に住所を有している又は就学の前日までに秦野市への転入を予定していること。
- 上小学校の教育活動、PTA活動等に協力すること。
- 通学は、保護者の負担と責任で行うこと。
- 原則として、卒業まで上小学校に通学すること。

（募集人数等）

- 各学年の児童数の上限は、上地区の児童を含めて15人とする。
- 在籍者がすでに15人を超えている学年は、原則として、募集しない。
- 申請者が定員を超える場合は、新1年生の兄弟及び兄弟姉妹が上小学校に在学中の児童を優先し、その他の児童は抽選とする。
- 卒業後は、居住する学区の中学校又は上小学校の学区の中学校（西中学校）のいずれかを選択することができる。

（在籍数）

- 学級数 8 学級、児童数 75 人、職員数 24 人



人口	16.2 万人
市域面積	103.76 km ²
学校数	小学校13校、中学校9校

＜特色ある教育＞



●いきいきと学習する子

- タブレット端末を活用したICT教育
- 外部指導者と連携した外国語学習
- 民間企業と連携した放課後学習支援（5年生）



●のびのびと活動する子

- 代掻き、田植えなどの農作業体験
- 探鳥会、生き物の里などの自然体験学習
- お茶摘み、ぶどう狩りなどの体験活動



●ちからいっぱい運動する子

- 全学年児童による相撲大会
- エンジョイタイム（昼休み）での体力づくり
- 全校児童によるなわとび検定



●幼小一貫教育（8年間）の推進

- 幼稚園と同じ施設での8年間の学び
- 幼稚園児との合同運動会
- 幼稚園児との合同給食

2. 学校選択制の実施事例

事例⑤ 「特定地域選択制」

■ 神奈川県海老名市

- 海老名市では、児童・生徒が海老名市内の特定の地域に居住している場合に、就学する学校を2つの中から選択できる選択学区制を実施している。
- 学校を選択できる時期は、小・中学校に入学する前年度の学校指定前（11月頃）まで及び転入・転居により対象地域に住所を異動した時。
- なお、入学後に学校を変更することは、原則としてできない。

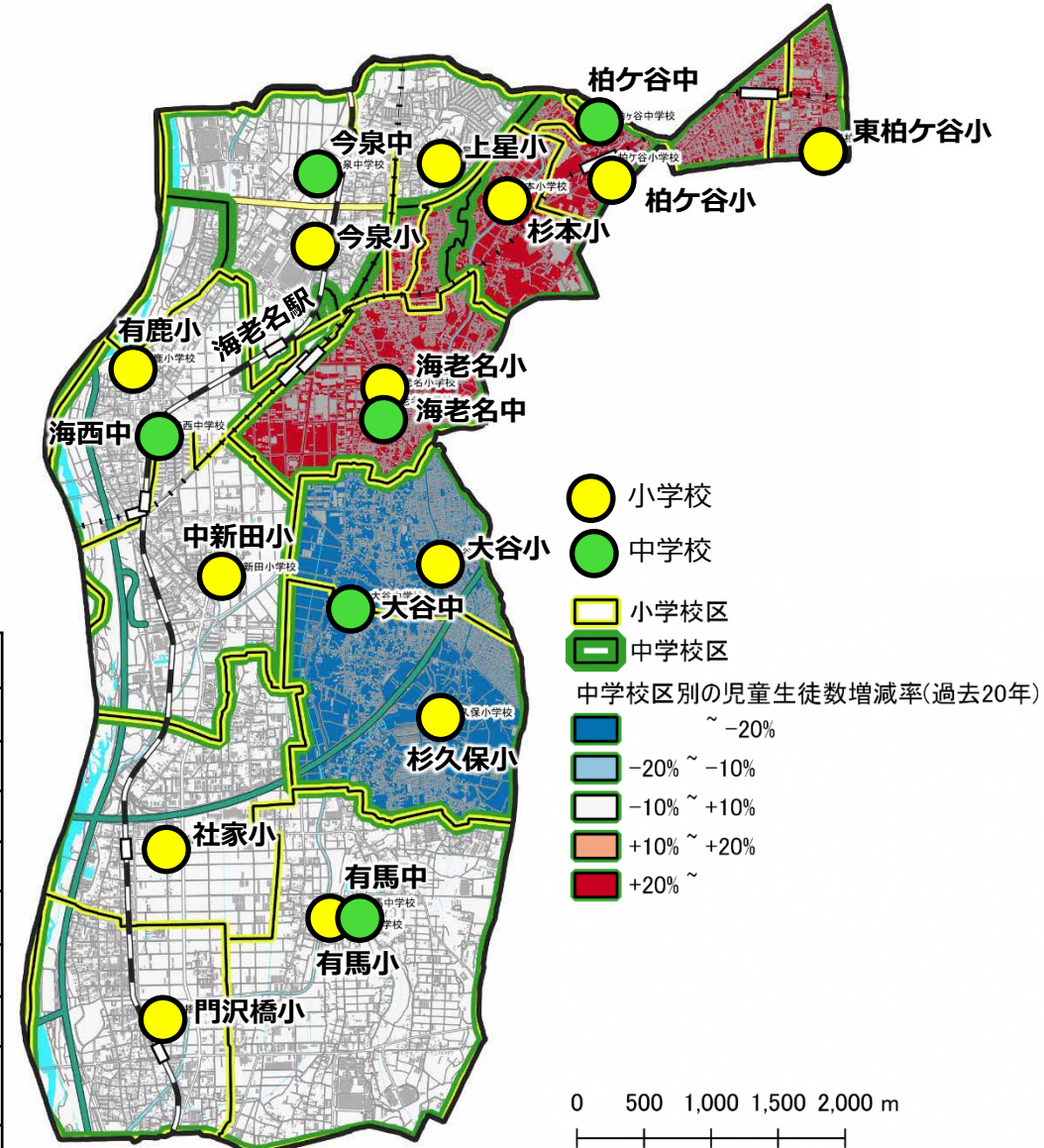
（目的）

- 海老名市は、鉄道3線が乗り入れる海老名駅の西口周辺などの地域でマンションの建設が相次いでおり、児童数増の対策の一つとして、選択制を導入している。
- 他の学校区でも導入地域があり、地域間である程度の学校の選択が認められることによって、本人により適した環境を選ぶことができる。

対象地域と選択可能校（小学校）

通学区域	国分北一丁目2番～41番
選択可能小学校	上星小学校・今泉小学校
通学区域	東柏ケ谷一丁目21番～29番、二丁目18番～30番、三丁目
選択可能小学校	柏ケ谷小学校・東柏ケ谷小学校
通学区域	今里630番地～674番地、一丁目、二丁目1～8番、三丁目1～15番
選択可能小学校	中新田小学校・社家小学校
通学区域	上郷二丁目、三丁目、四丁目、下今泉一丁目18番～27番
選択可能小学校	有鹿小学校・今泉小学校
通学区域	河原口五丁目、河原口872番地・929～981番地・987～1029番地・1334～1355番地
選択可能小学校	有鹿小学校・中新田小学校

人口	14.0 万人
市域面積	26.59 km ²
学校数	小学校13校、中学校6校



3. 学校選択制を変更した事例

変更事例①「ブロック選択制」から「隣接区域選択制」

■ 東京都品川区（小学校）

現行制度

- この例では、住所地のA小学校以外に○ブロック内のB, C, D, E, G, Hの小学校6校とY, Zを
含む区内全ての義務教育学校
(前期課程) 6校を選べます。



制度見直し後

- この例では、住所地のA小学校以外に隣接するB, C, D, E, Fの
小学校5校と、Y義務教育学校
(前期課程) 1校を選べます。



人口	41.9 万人
市域面積	22.84 km ²
学校数	小学校31校、中学校9校 義務教育学校6校

年度	実施形態
平成12年度（小学校）	「ブロック選択制」を開始
令和2年度（小学校）	「隣接区域選択制」に変更 ※令和4年度現在継続

【変更理由】

- 学区域の児童のみで定員を満たし、他地域から入学することができない学校が発生
- 地域や町会・自治会、住民との結びつきが弱くなるという懸念
- 災害時等の安全に対する意識の高まり

【変更内容】

- 小学校と義務教育学校（小中一貫校）がどちらも必ず1校は含まれるように設定し、異なる学校種の選択権は確保

【変更後の変化】

- 小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧より
- 他学校への希望者
(変更前) 令和元年度751人 → (変更後) 令和2年度808人
→ (変更後3年経過) 令和5年度561人
 - 抽選校
(変更前) 令和元年度16校 → (変更後) 令和2年度23校
→ (変更後3年経過) 令和5年度22校

出典：

品川区ホームページ「品川区立学校の学校選択制・通学区域が一部変わります」
品川区「品川区立学校の適正な教育環境をかくまするための方策について－義務教育9年間の一貫教育のさらなる充実および地域との連携強化に向けて－（H30年3月）
小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧（平成30年11月9日現在）
小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧（令和元年11月5日現在）
小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧（令和3年11月18日現在）

3. 学校選択制を変更した事例

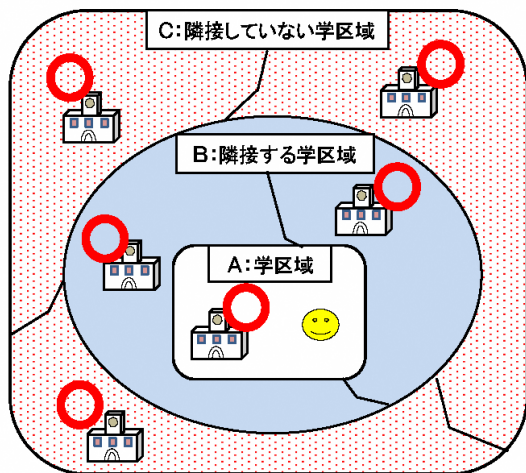
変更事例②「自由選択制」から「隣接区域選択制」

■ 東京都足立区（小学校）

人口	69.2 万人
市域面積	53.25 km ²
学校数	小学校68校、中学校35校

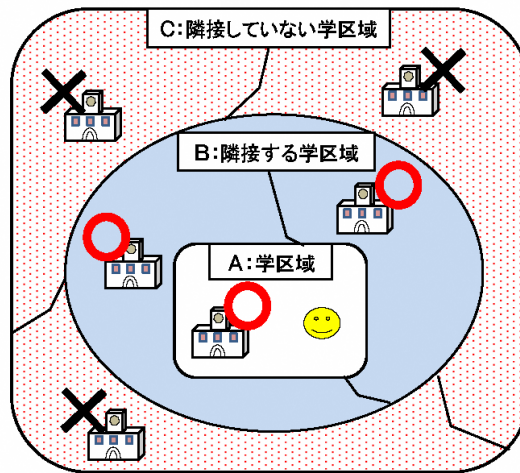
平成29年度まで

〔A～C区内全域から選択可能〕



平成30年度から

〔B：隣接する学区域まで選択可能〕



平成30年度の入学・転学者から、原則、「C：隣接していない学区域」の学校は、選択できませんのでご注意ください。

- ……児童の居住地
- ……学校
- ……選択可能な学校
- ……選択できない学校

年度	実施形態
平成14年度（小学校）	「自由選択制」を開始
平成30年度（小学校）	「隣接区域選択制」に変更 ※令和4年度現在継続

【変更理由】

- 徒歩通学を前提としているため、通学の安全を考慮。
- 上記の理由から、実際に選択制で希望される学校の大半は隣接区域の範囲内だった。
- 学校運営協議会のアンケートにおいて、地域と密着した学校運営を重視してほしい、という意見があった。

【変更内容】

- 原則、選択できる範囲が「隣接の学区域の小学校のみ」となる。
(区内に2校ある小中一貫校は、区全域から希望することができる。通学は公共交通機関利用。)

3. 学校選択制を変更した事例

変更事例③「特認校制」から「特認校制+特定地域選択制」

■ 東京都中央区（小学校）



新一年生特認校制度申込み実績

年度 特認校	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	申込者数	最終入学者数	申込者数	最終入学者数	申込者数	最終入学者数
城東小学校	89人	17人	164人	9人	184人	14人
泰明小学校	47人	30人	50人	13人	48人	35人
京橋築地小学校	45人	7人	22人	5人	44人	34人
常盤小学校	95人	30人	111人	36人	123人	30人
阪本小学校	88人	17人	70人	7人	47人	16人
合計	364人	101人	417人	70人	446人	129人

令和2年度及び令和3年度は全ての学校で受入れ予定を上回る応募があり、令和4年度は城東、泰明、常盤、阪本小学校で受入れ予定を上回る応募があったため抽選を行いました。

当選者数はその年度の通学区域の児童数等によって変動があります。

出典
中央区教育委員会 「令和5年度 新1年生対象 中央区立小学校案内」

人口	17.0 万人
市域面積	10.21 km ²
学校数	小学校16校、中学校4校

【特認校制】

- 施設に余裕のある学校を「特認校」として指定し、その特認校には通学区域に関係なく、希望により就学できる制度

年度	実施形態
不明（小学校）	「特認校制（4校）」を開始
令和1年度（小学校）	「特認校制（4校）+特定地域選択制」に変更
令和3年度（小学校）	「特認校制（5校）+特定地域選択制」に変更 ※令和4年度現在継続

【特定地域選択制】

- 統廃合の影響により、日本橋地域の一部で特定の区域を設定し、学区とは異なる区域を選択できる「特定地域選択制」を追加

【変更理由】

- 保護者の学校選択の幅を広げる
- 小規模化や児童増に伴う学校施設の狭あい化の進行を緩和してよりよい教育環境を確保する
- 特認校制施設に余裕のある特定の学校（特認校）を通学区域に関係なく選択できる
※ 特認校以外の小学校は、選択することができない

【変更内容】

- 令和2年度までの特認校制は4校→令和3年度は5校を指定

【補足情報】

- 月島地域から比較的遠距離の城東・常盤・阪本小学校への交通手段の確保としてスクールバスを運行

登校時：1便 下校時：2便

対象者：月島地域に居住する城東、常盤、阪本小学校就学児童

料金：無料

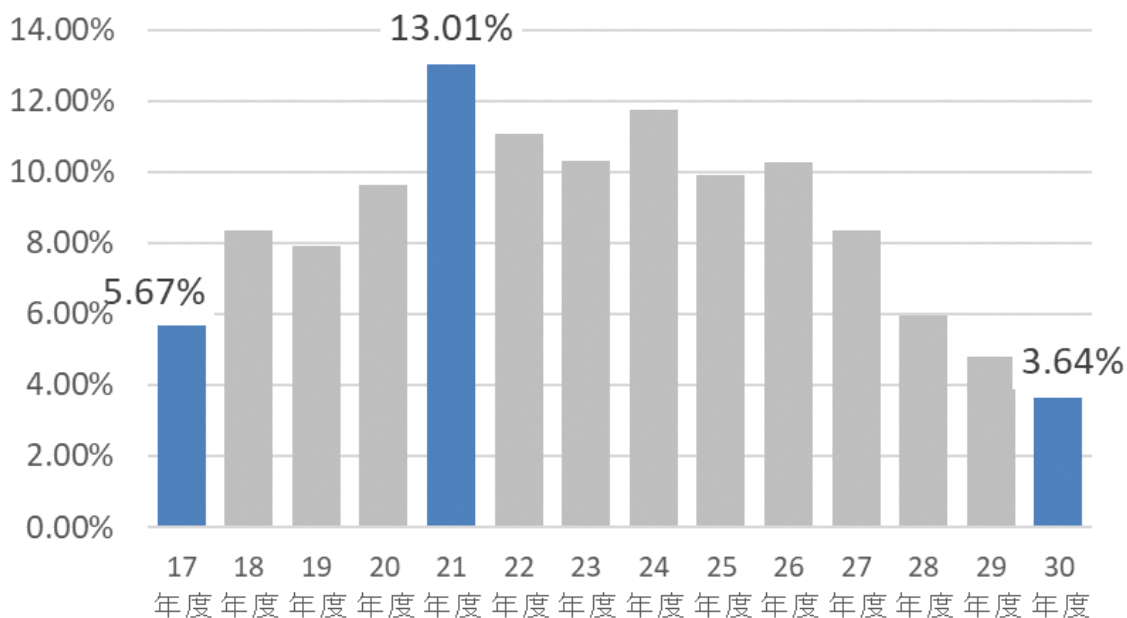
3.学校選択制を変更した事例

変更事例④「隣接区域選択制」から「休止」

■ 東京都目黒区（小学校）

人口	28.4 万人
市域面積	14.67 km ²
学校数	小学校22校、中学校9校

選択希望最終申込率



年度	実施形態
平成17年度（小学校）	「隣接区域選択制」を開始
平成31年度（小学校）	「隣接区域選択制」を当面の間「休止」 ※令和4年度現在休止

【変更理由】

- 平成24年度から第1学年における1学級35人の学級編制等の影響で多くの小学校で受入可能人数に余裕がなくなる。
- それにより平成30年度には2校の小学校が制度による選択希望ができない状況となり、制度の申込率も急激に低下。
- 児童数や学齢人口が、少なくとも今後5年間は増加傾向が継続するものと推計されており、平成31年度以降は隣接小学校希望入学制度による児童の受け入れは困難な状況。

【変更内容】

- 廃止するのではなく当面の間「休止」（※令和4年度現在も「休止」）

出典：目黒区ホームページ「隣接小学校希望入学制度」
目黒区「隣接学校希望入学制度に関するアンケート結果（平成29年度実施）」
目黒区「隣接学校希望入学制度の見直しの必要性等の検証について 資料2」

3.学校選択制を変更した事例

変更事例⑤「隣接区域選択制」から「廃止（指定校制）」

人口	58.6 万人
市域面積	34.06 km ²
学校数	小学校40校、中学校23校

■ 東京都杉並区（小学校）

指定校変更制度の特徴（2017年度）

変更理由	指定校変更審査基準
学校の特色ある教育活動	隣接校のみ可。上限：小学校10名、中学校15名まで。希望者は期間内に自筆の志望理由書を教委に提出し、可否を判断。
変更申請者数	169名（学校により不認定者あり）
通学距離	指定校の2倍以上の距離の場合
部活動	指定校に希望の部活動がない場合
その他	統廃合校・小中一貫校には特例措置あり。

年度	実施形態
平成18年度（小学校）	「隣接区域選択制」を開始
平成28年度（小学校）	「隣接区域選択制」を廃止 「指定校制度」へ移行 ※令和4年度現在継続

【変更理由】

- ・ 災害時や防犯等の面で地域との関係強化
- ・ 小中一貫教育との整合性が必要
- ・ 利用者の要望は強いが、学校の特色で選ぶ割合が小さく、風評等による変動で学校規模が左右される傾向があるため、選択理由を条件にするなどの見直しが必要

【変更内容】

- ・ 学校選択制は廃止されたが、学校の「選択」は条件付きで継続
- ・ 学校側と子ども・保護者の双方の要望を叶える形で制度を再編成
- ・ コミュニティスクールを中心に個々の学校の取り組みを支援

3. 学校選択制を変更した事例

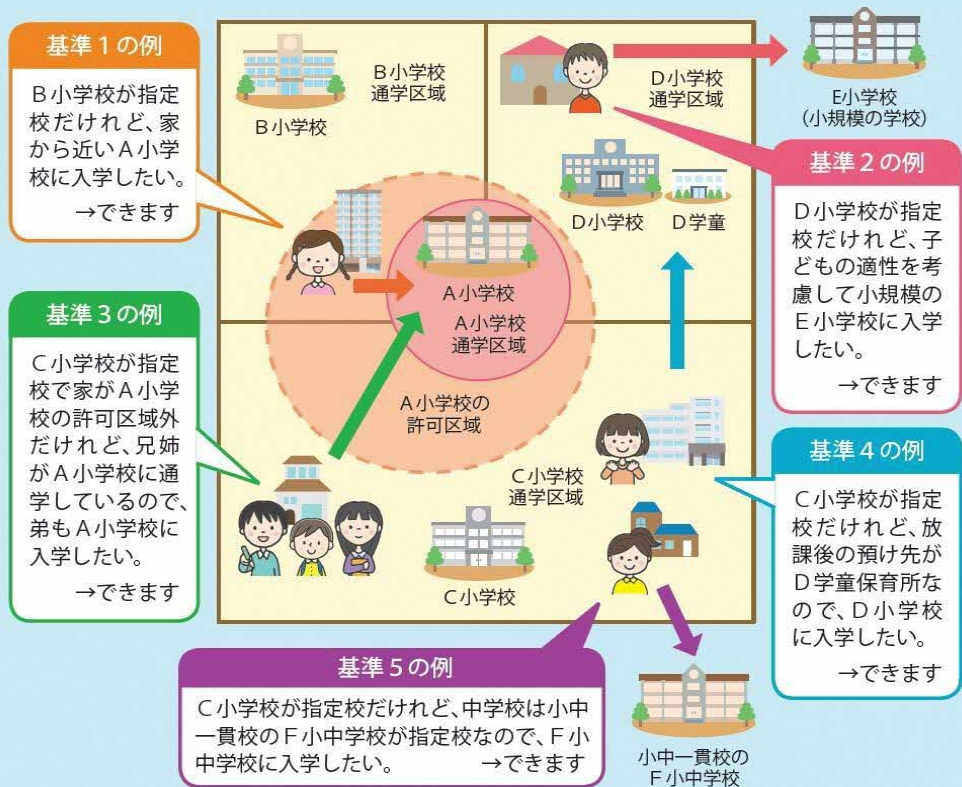
変更事例⑥「隣接区域選択制」から「新指定校変更制度」

■ 東京都八王子市（小学校）

人口	57.9 万人
市域面積	186.38 km ²
学校数	小学校69校、中学校37校 義務教育学校1校

指定校以外の学校に変更できる主な基準

- 基準1 指定校と比べて自宅から近いなど、より安全に指定校以外の学校に通学できる区域として設定する「許可区域内」にお住まいの場合
- 基準2 お子さんの適性などを考慮し、**小規模の学校**に入学を希望する場合
- 基準3 **兄姉が在学している学校**に、その弟妹が入学を希望する場合
- 基準4 **学童保育所や祖父母宅など、お子さんの預け先**がある通学区域内の学校に入学を希望する場合
- 基準5 **中学校は小中一貫校**（いずみの森・館・加住小中学校（※みなみ野小中学校は対象外）が指定校のため、小学校から小中一貫校の小学校に入学を希望する場合



年度	実施形態
平成16年度（小学校）	「隣接区域選択制」を開始
令和3年度（小学校）	「隣接区域選択制」を廃止 「指定校制度」へ移行 ※令和4年度現在継続

【変更理由】

- 自宅から近い学校を選択する傾向が続いている
- 災害などの「児童の安全、地域の見守り」の意識が高まる

【変更内容】

- 許可区域内居住・・・令和3年度から拡大
現行の承認基準である許可区域（地形等を考慮して、指定校以外の特定の学校への入学を認める区域）を大幅に拡大
- 小規模校の特例・・・令和3年度から追加
(1)指定校が小規模校(全学年1学級)のため、学級数が多い学校への入学を希望する場合
(2)小規模校(全学年1学級)への入学を希望する場合
- 兄弟関係
兄弟が就学している学校への入学を希望する場合
- 両親共働き等
両親の共働き等による児童の預け先が所在する通学区域内の指定校への入学を希望する場合
- 上記以外の承認基準